○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成十八年三月十四日)

(厚生労働省告示第百二十七号)

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第二項の規定に基づき、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

一　指定介護予防サービスに要する費用の額は、別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。

二　指定介護予防サービスに要する費用(別表中介護予防短期入所療養介護に係る緊急時施設療養費(特定治療に係るものに限る。)及び特別療養費並びに特定診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

三　前二号の規定により指定介護予防サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(平二〇厚労告二六三・一部改正)

別表

指定介護予防サービス介護給付費単位数表

9　介護予防短期入所療養介護費

イ　介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1)　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一)　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　577単位

ii　要支援2　721単位

b　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　619単位

ii　要支援2　762単位

c　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i　要支援1　610単位

ii　要支援2　768単位

d　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i　要支援1　658単位

ii　要支援2　817単位

(二)　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　581単位

ii　要支援2　725単位

b　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　619単位

ii　要支援2　778単位

(三)　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　581単位

ii　要支援2　725単位

b　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　619単位

ii　要支援2　778単位

(四)　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)

a　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　564単位

ii　要支援2　706単位

b　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　598単位

ii　要支援2　752単位

(2)　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一)　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　621単位

ii　要支援2　782単位

b　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　666単位

ii　要支援2　828単位

c　経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　621単位

ii　要支援2　782単位

d　経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　666単位

ii　要支援2　828単位

(二)　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援1　649単位

ii　要支援2　810単位

b　経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援1　649単位

ii　要支援2　810単位

(三)　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援1　649単位

ii　要支援2　810単位

b　経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援1　649単位

ii　要支援2　810単位

(四)　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)

a　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　608単位

ii　要支援2　764単位

b　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　608単位

ii　要支援2　764単位

注

1　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所(指定介護予防サービス基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2　(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3　別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

4　指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。

5　医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

6　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)及び(iii)並びにユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)及び(iii)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)として、1日につき34単位を、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)及び(iv)並びにユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)及び(iv)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)として、1日につき46単位を所定単位数に加算する。

8　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

9　次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)又は介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

10　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

11　利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

12　(1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

13　(1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、療養体制維持特別加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を加算する。

(一)　療養体制維持特別加算(Ⅰ)　27単位

(二)　療養体制維持特別加算(Ⅱ)　57単位

14　(1)(四)又は(2)(四)を算定している介護老人保健施設については、注4及び注7は算定しない。

(3)　総合医学管理加算　275単位

注

1　治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、介護予防サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

2　緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

(4)療養食加算　8単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5)　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　認知症専門ケア加算(Ⅰ)　3単位

(二)　認知症専門ケア加算(Ⅱ)　4単位

(6)　緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一)　緊急時治療管理(1日につき)　518単位

注

1　利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2　同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(二)　特定治療

注　医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

(7)　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　22単位

(二)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　18単位

(三)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　6単位

(8)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間((四)及び(五)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

(二)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

(三)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

(9)介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(二)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1)　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　536単位

ii　要支援2　672単位

b　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　564単位

ii　要支援2　701単位

c　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i　要支援1　554単位

ii　要支援2　691単位

d　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i　要支援1　593単位

ii　要支援2　751単位

e　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)

i　要支援1　626単位

ii　要支援2　784単位

f　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)

i　要支援1　614単位

ii　要支援2　772単位

(二)　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　504単位

ii　要支援2　631単位

b　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　519単位

ii　要支援2　647単位

c　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i　要支援1　563単位

ii　要支援2　712単位

d　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i　要支援1　581単位

ii　要支援2　730単位

(三)　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　487単位

ii　要支援2　608単位

b　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　547単位

ii　要支援2　690単位

(2)　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　545単位

ii　要支援2　681単位

b　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　603単位

ii　要支援2　761単位

(二)　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　545単位

ii　要支援2　681単位

b　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　603単位

ii　要支援2　761単位

(3)　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　要支援1　619単位

b　要支援2　779単位

(二)　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　要支援1　648単位

b　要支援2　808単位

(三)　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　要支援1　638単位

b　要支援2　798単位

(四)　経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　要支援1　619単位

b　要支援2　779単位

(五)　経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　要支援1　648単位

b　要支援2　808単位

(六)　経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　要支援1　638単位

b　要支援2　798単位

(4)　ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費

a　要支援1　619単位

b　要支援2　779単位

(二)　経過的ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費

a　要支援1　619単位

b　要支援2　779単位

注

1　療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2　(3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3　別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

4　医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

5　別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　夜間勤務等看護(Ⅰ)　23単位

ロ　夜間勤務等看護(Ⅱ)　14単位

ハ　夜間勤務等看護(Ⅲ)　14単位

ニ　夜間勤務等看護(Ⅳ)　7単位

6　医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

9　次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)、(v)若しくは(vi)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

10　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービス(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)に係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。

11　利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(5)　療養食加算　8単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。

イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6)　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　認知症専門ケア加算(Ⅰ)　3単位

(二)　認知症専門ケア加算(Ⅱ)　4単位

(7)　特定診療費

注　利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(8)　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　22単位

(二)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　18単位

(三)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　6単位

(9)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(10)　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1)　診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　519単位

ii　要支援2　652単位

b　診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　547単位

ii　要支援2　679単位

c　診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)

i　要支援1　538単位

ii　要支援2　670単位

d　診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)

i　要支援1　577単位

ii　要支援2　731単位

e　診療所介護予防短期入所療養介護費(v)

i　要支援1　610単位

ii　要支援2　764単位

f　診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)

i　要支援1　599単位

ii　要支援2　753単位

(二)　診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　461単位

ii　要支援2　576単位

b　診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　526単位

ii　要支援2　664単位

(2)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　要支援1　603単位

b　要支援2　759単位

(二)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　要支援1　630単位

b　要支援2　787単位

(三)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　要支援1　621単位

b　要支援2　777単位

(四)　経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　要支援1　603単位

b　要支援2　759単位

(五)　経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　要支援1　630単位

b　要支援2　787単位

(六)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)

a　要支援1　621単位

b　要支援2　777単位

注

1　診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2　(2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3　別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

4　別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

5　医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

6　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

8　次のいずれかに該当する者に対して、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)、(v)若しくは(vi)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

10　利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、診療所における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3)　療養食加算　8単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。

イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(4)　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　認知症専門ケア加算(Ⅰ)　3単位

(二)　認知症専門ケア加算(Ⅱ)　4単位

(5)　特定診療費

注　利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(6)　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　22単位

(二)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　18単位

(三)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　6単位

(7)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1)　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　831単位

ii　要支援2　997単位

b　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　941単位

ii　要支援2　1,099単位

(二)　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　767単位

ii　要支援2　941単位

b　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　826単位

ii　要支援2　1,021単位

(三)　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　745単位

ii　要支援2　912単位

b　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　804単位

ii　要支援2　994単位

(四)　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)

a　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　732単位

ii　要支援2　896単位

b　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　791単位

ii　要支援2　977単位

(五)　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)

a　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　671単位

ii　要支援2　835単位

b　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　780単位

ii　要支援2　940単位

(2)　認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　要支援1　577単位

b　要支援2　742単位

(二)　認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　要支援1　637単位

b　要支援2　822単位

(3)　ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

i　要支援1　961単位

ii　要支援2　1,120単位

b　経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

i　要支援1　961単位

ii　要支援2　1,120単位

(二)　ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

i　要支援1　851単位

ii　要支援2　1,048単位

b　経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

i　要支援1　851単位

ii　要支援2　1,048単位

注

1　老人性認知症疾患療養病棟(指定介護予防サービス基準第189条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2　(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

4　次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

6　利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(4)　療養食加算　8単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。

イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5)　特定診療費

注　利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(6)　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　22単位

(二)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　18単位

(三)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　6単位

(7)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(8)　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1)　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　590単位

ii　要支援2　726単位

b　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　652単位

ii　要支援2　810単位

(二)　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　579単位

ii　要支援2　716単位

b　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　640単位

ii　要支援2　798単位

(三)　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　563単位

ii　要支援2　700単位

b　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　623単位

ii　要支援2　781単位

(2)　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　562単位

ii　要支援2　688単位

b　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　624単位

ii　要支援2　771単位

(二)　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　546単位

ii　要支援2　671単位

b　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　608単位

ii　要支援2　755単位

(三)　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　535単位

ii　要支援2　660単位

b　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　597単位

ii　要支援2　744単位

(3)　特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a　Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　536単位

ii　要支援2　665単位

b　Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　593単位

ii　要支援2　743単位

(二)　Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a　Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　510単位

ii　要支援2　629単位

b　Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　569単位

ii　要支援2　709単位

(4)　ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費

i　要支援1　673単位

ii　要支援2　834単位

b　経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費

i　要支援1　673単位

ii　要支援2　834単位

(二)　ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費

i　要支援1　663単位

ii　要支援2　824単位

b　経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費

i　要支援1　663単位

ii　要支援2　824単位

(5)　ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a　要支援1　688単位

b　要支援2　838単位

(二)　経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a　要支援1　688単位

b　要支援2　838単位

(6)　ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a　ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

i　要支援1　630単位

ii　要支援2　782単位

b　経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

i　要支援1　630単位

ii　要支援2　782単位

(二)　ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a　ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援1　656単位

ii　要支援2　797単位

b　ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援1　656単位

ii　要支援2　797単位

注

1　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟(指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する療養棟をいう。)において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、薬剤師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2　(4)から(6)までについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3　別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所について、療養環境減算として、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

(一)　療養環境減算(Ⅰ)　25単位

(二)　療養環境減算(Ⅱ)　25単位

4　別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　夜間勤務等看護(Ⅰ)　23単位

ロ　夜間勤務等看護(Ⅱ)　14単位

ハ　夜間勤務等看護(Ⅲ)　14単位

ニ　夜間勤務等看護(Ⅳ)　7単位

5　医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対して、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

6　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき134単位を所定単位数に加算する。

8　次のいずれかに該当する者に対して、Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費又はⅡ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)、介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)、Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費のⅠ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)又はⅡ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費のⅡ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注4の規定による届出に相当する介護医療院サービス(法第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。)に係る届出があったときは、注1及び注4の規定による届出があったものとみなす。

10　利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、介護医療院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

11　ホ(3)又は(6)を算定している介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、(10)は算定しない。

(7)　療養食加算　8単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(8)　緊急時施設診療費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

イ　緊急時治療管理(1日につき)　511単位

注

1　利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2　同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

ロ　特定治療

注　医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

(9)　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　認知症専門ケア加算(Ⅰ)　3単位

(二)　認知症専門ケア加算(Ⅱ)　4単位

(10)　特別診療費

注　利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(11)　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　22単位

(二)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　18単位

(三)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　6単位

(12)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(13)　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）　(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）　(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数